

■写真付会員証規則■

会員証への写真プリントサービスにつきましては、以下をご了解のうえお申し込みください。

1. 写真はL判(タテ89mm×ヨコ127mm)横アングルのものに限り、写真全体をそのまま縮小し会員証に印刷いたします。写真の加工(色補正やトリミングなど)のご希望に沿うことはできませんのでご了承ください。なお、ご愛犬の写真だけでなく、ご愛犬とご家族と一緒にの写真も受け付けますが、ご愛犬がJKC登録犬である必要があります。
2. 鮮明な印刷のため、なるべく明るい写真のご提出をお願いします。
3. 写真の返却はいたしません。
4. スキャナでの読み取りが不可能なケースが発生した場合は、料金、写真をご返却し、写真なし会員証を発行いたします。

※写真裏面に、お名前・会員番号を必ずご記入ください。

※会員証に印刷された写真を交換する場合は、再度お申し込みが必要となります。

※2つのクラブにご入会されている場合、両クラブの会員証を写真付会員証とする場合は、それぞれのお申し込みが必要となります。

■本サービスに関するお問い合わせは、JKC本部会員課(☎03-3251-1655)までお願いいたします。

ご注意

※会費切れから6ヶ月間については継続が可能な期間としております。それ以降は新たにクラブへの入会が必要となりますのでご注意ください。また、犬舎名についても会費切れから6ヶ月が経過した場合は無効となり、再登録が必要となりますのでご注意ください。

■■ 写真付会員証のご案内 ■■

会費継続をいただきますと、会員証(プラスチック製)をお送りします。なお、会員証表面にご愛犬の写真(イラストについては承っておりません)をプリントするサービスも行っております。左記の写真付会員証規則をご確認のうえ、このサービスをお申し込みになる場合は、下記枠内に写真を貼付してください。

なお、貼付のない場合は写真なしの会員証が発行されます。

※写真プリントサービスには、継続会費の他、カード1枚につき500円をご負担いただきます。

例：会費3年間分の継続+写真付カード⇒
年会費1年目分4,000円+年会費2年目分3,000円+年会費3年目分3,000円+写真付きカード代金500円=10,500円

のりしろ

この部分にのみ
のりを貼ってください

写真貼付欄

- 左記に記載した写真付会員証規則をご確認ください。
- 写真はL判(タテ89mm×ヨコ127mm)横アングルのものを貼付してください。写真裏面に、お名前・会員番号を記入してください。
- 写真はテープのりまたは両面テープでのりしろ部分のみ密着してください。ホチキス、セロハンテープは使用しないでください。
- 全面をのりで貼らないでください。

APPLICATION FORM FOR CONTINUATION OF MEMBERSHIP

クラブ会費継続申込書

継

※住所・姓名に変更があった場合は必ず届けてください。
※会費納入および諸登録申請は、所属クラブまたは登録畜犬業者に
※切取らずにこの用紙ごと提出ください。
※JKC本部直接の送付は受付けておりません。
※住所・姓名に変更があった場合は必ず届けてください。
※会費納入および諸登録申請は、所属クラブまたは登録畜犬業者に
※切取らずにこの用紙ごと提出ください。
※JKC本部直接の送付は受付けておりません。

会員番号は必ずご記入ください。(記入のないものは受け付けられません) 必ずフリガナをご記入ください。

クラブ会員番号 MEMBERSHIP No		フリガナ SPELLING	会費年数
		氏名 NAME	年
住所変更欄		姓名変更(旧姓)	
〒	☎	性 別	生年 月 日 (歳)
〒	☎	男	年 月 日 (歳)
〒	☎	女	
住所に変更がある方のみご記入ください。			
※ご登録いただいたお名前・ご住所等の個人情報については、クラブ及びJKCの事業目的以外には使用いたしません。また、会報や血統証明書等の宛て先となりますので正確にご記入ください。			
* 会費を一括して納入される場合は、2年目以後の会費が3,000円となります。ただし、一括納入の年数については、5年を上限とします。 (例：3年分の会費⇒年会費4,000円+3,000円+3,000円=10,000円)			
* 一旦納入された会費の返還はできません。			
* 会員籍(会員番号)の譲渡・譲受はできません。			
通信欄	所属クラブを変更される場合には理由を記入して、本人の認印および前所属クラブの承認印が必要です。		
クラブ印	クラブ代表者・事務所担当者 登録クラブ取扱者・登録畜犬業者	本部記入欄	
※必ず押印のこと			